

## 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領

### (趣旨)

- 第1 県と県内全市町村が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

### (事業の実施)

- 第2 宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と県内全市町村が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業を実施する。

### (地域再生計画の作成等)

- 第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

### (各事業の概要)

- 第4 移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

#### 1 移住支援事業

県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、居住地の市町村が移住支援金を給付する。

#### 2 マッチング支援事業

県は、東京圏の求職者に対して訴求力の高いマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」（以下「ふるさと宮崎人材バンク」という。）を開設・運営するとともに、中小企業等に対して、求人広告の作成支援と当該求人広告のふるさと宮崎人材バンクへの掲載を行う。

#### 3 起業支援事業

起業支援事業は、知事が別に定めるところにより実施する。

### (移住支援事業及びマッチング支援事業)

- 第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

#### 1 移住支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受

領、返納等の国との窓口・調整業務・市町村の支援を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①及び⑤に定める要件を満たす者のうち、就職するものにあつては②の要件、起業するものにあつては③の要件を満たす者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内市町村に転入したこと。
- b 県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県又は申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適當と認めた者でないこと。

## ② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## ③ 起業に関する要件

1年以内に、第4の3に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

## ④ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- ⑤ その他の要件  
市町村が別に定める。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式 1）、移住先の就業先の就業証明書（様式 2）及び本人確認書類に加え、上記①及び⑤の要件を満たし、世帯にあっては④の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当することを証する次の書類を移住先の市町村に提出する。

a 申請時に必要となる書類（共通）

- ・ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・ 申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）  
※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。
- ・ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（移住元での在住所地、在住期間を確認できる書類）
- ・ ⑤の確認書類
- ・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・ 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

c 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

d 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ・ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住所地を確認できる書類）  
※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

e 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・ 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

f 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・ 起業支援金の交付決定通知書

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①及び⑤の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 3）を交付し、予算の範囲内で移住支援金を支給するものとする。

## (2) 移住支援金の返還

移住支援金を支給した市町村（以下「支給市町村」という。）は、移住支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び支給市町村が認めた場合はこの限りではない。

### ① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に支給市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

### ② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に支給市町村から転出した場合

### ③ 債権の回収方法

返還金の回収については、支給市町村が行うものとする。

## (3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、必要に応じて受給者に報告を求め、立ち入り調査を実施するなどし、速やかに県と共有することとする。また、県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

また、市町村は、移住支援金の支給時に、住民票の備考欄に移住支援金支給者である旨を記載し、転出時にこの欄を確認するなどして、返還対象となることを確認することとする。

## 2 マッチング支援事業

### (1) マッチングサイトの開設・運営

県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載するため、ふるさと宮崎人材バンクの改修及び運営を行う。

#### ① 移住支援金対象法人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の法人でないこと。

(ウ) みなし大企業でないこと。

(エ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(ク) 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。

(2) 移住支援金の対象法人の選定

県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、移住支援金対象法人に係る登録申請書(様式4)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 登録

県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をふるさと宮崎人材バンクに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

② 県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

③ 県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動(求人広告・採用ページ作成等)支援者の養成のための研修会の開催

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

県は、マッチング支援事業に係る対象法人及び掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

(財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受ける額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費は、市町村が負担する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業  
事業費の地方負担については、県が負担する。

(協力)

第7 県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、移住支援事業及びマッチング支援事業の実施に必要な事項は、県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、令和元年7月19日から施行する。

市(町村)長

殿

申請年月日

年 月 日

## 移住支援金交付申請書

宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業		

## 3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「宮崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、〇〇市(町村)に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。		A. 確約する		B. 確約しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(裏面につづく)

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

Uターンの別

宮崎県へUターンされた方は、該当する欄に○を付けてください。 (世帯主)		Uターン		Uターン以外

世帯員に宮崎県へUターンされた方がいらっしゃる場合は、○を付けてください。	
---------------------------------------	--

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード (〇〇県及び〇〇市使用欄)	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

(誓約事項)

- 1 宮崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮崎県及び〇〇市（町村）から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に〇〇市（町村）以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に〇〇市（町村）以外の市区町村に転出した場合：半額

年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者住所

署名

印

(様式 1 別紙 2)

宮崎県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い

〇〇市町村が、移住支援金に係る私の個人情報について、宮崎県移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び宮崎県その他の都道府県において実施する移住支援金にかかる事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、宮崎県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者住所

署名

印

○年○月○日

○○市（町村）長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号  
担当者

## 就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

宮崎県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮崎県及び○○市（町村）の求めに応じて、同宮崎県及び○○市（町村）に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

〇〇市（町村）長

宮崎県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

〇振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：〇〇

振込先口座番号（下3桁）：〇〇〇

振込先口座名義：〇〇 〇〇

（備考）

1 〇〇市（町村）は、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に〇〇市（町村）以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・宮崎県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に〇〇市（町村）以外の市区町村に転出した場合：半額

2 〇〇市（町村）は、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、宮崎県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・ この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

宮崎県知事

殿

申請年月日

年 月 日

## 移住支援金対象法人に係る登録申請書

宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄	管理番号（県使用）		
フリガナ		フリガナ	
法人名		法人代表者の氏名及び肩書き	印
本社所在地	〒	資本金等の額	万円
法人番号（13桁）		担当者	
事業所所在地（連絡先住所）	〒		
メールアドレス（半角で入力）		電話番号	

## 2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

（1）国が定める共通要件（以下の全て項目に該当しないこと。）

官公庁である。 ※独立行政法人、第三セクター、一部事務組合その他の法人であって、出資等の割合にかかわらず、国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体は官公庁に含みます。	該当しない	該当する
資本金（社会福祉法人にあつては、基本金）が10億円以上である。	該当しない	該当する
発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している。	該当しない	該当する
発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している。	該当しない	該当する
資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。	該当しない	該当する
本社所在地が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）である。 ※東京圏における条件不利地域（※次項参照）は東京圏に含みません。	該当しない	該当する
雇用保険の適用事業主でない。	該当しない （雇用保険適用）	該当する （雇用保険非適用）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者である。	該当しない	該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者である。	該当しない	該当する

(2) 県が定める要件

働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。	取り組んでいる	取り組んでいない
取組の具体例（給与・福利厚生への改善、休日の確保・時間外労働の縮減、離職防止対策等）		

(3) 誓約事項

移住支援金に関する報告（採用・定着状況調査を含む）及び立入調査について、宮崎県及び県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	誓約する	誓約しない
移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容に基づき登録を受けたことが判明した場合は、当該登録の取消しに応じます。	誓約する	誓約しない

(4) 前年度（前年度4月1日から3月31日まで）の求人・採用状況

前年度の 求人・採用実績	求人募集あり	採用 予定 者数	名	採用充足数 名 (うち県外から 名)
	求人募集なし			

※東京圏における条件不利地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※移住支援金受給者が1年以内に離職すると、同支援金の返還対象となります。

登録企業においては、受給者の定着促進・離職防止に努めていただくこととなります。